

# 新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱

2産労農振第880号  
令和2年7月13日

## 第1 通則

新販路開拓に向けた設備導入支援事業を実施するための事業費補助金（以下「補助金」という。）について、補助金の交付を受けようとする者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

## 第2 事業目的

この事業は、新型コロナウイルスの発生に伴う社会情勢の変化のため農産物の販路が失われ、農業収入が減少した都内の農業者に対して、農産物の新たな販路の開拓や6次産業化に向けた設備等の導入を支援することで、経済の下支えとともに農業者の収益力の向上を図ることを目的とする。

## 第3 事業種目、事業実施主体及び補助率等

- 1 補助金の交付の対象となる事業実施主体及び補助対象設備等、補助率及び事業に要する経費の限度額については、別表1に定めるとおりとする。
- 2 補助金額は、1の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 第4 暴力団の排除

事業実施主体が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

なお、事業実施主体が法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等に該当する者がある場合も、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

## 第5 補助金の交付申請

- 1 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、事業計画書（別記様式第1号の2）を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体が1の規定による補助金交付申請書を提出するに当たって補助金額を算定する際は、事業に要する経費から消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。
- 3 事業実施主体が1の規定による補助金交付申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第1号の3）を提出しなければならない。

## 第6 補助金の交付決定

- 1 知事は、第5の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、別記様式第2号により申請者に通知する。
- 2 1の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。
- 3 事業実施主体は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件

に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

#### 第 7 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

#### 第 8 申請事項の変更

- 1 事業実施主体が、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 補助事業に要する事業費の変更（事業費の 30%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
  - (2) 補助事業の内容の変更をするとき。
  - (3) その他知事が必要と認める事項を変更しようとするとき。
- 2 知事は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

#### 第 9 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1 の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

#### 第 10 事故報告

事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第 5 号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

#### 第 11 遂行命令等

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、事業実施主体が 1 の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

#### 第 12 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第 6 号）を、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

#### 第 13 額の確定

知事は、第 12 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 7 号により当該事業実施主体に通知する。

#### 第 14 是正措置

- 1 知事は、第 13 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業実施主体につき、これに適合させるための措置を命ずる。
- 2 第 12 の規定は、前項の命令により事業実施主体が必要な措置をした場合について準用する。

#### 第 15 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第 13 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。
- 2 事業実施主体は、1 の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記様式第 8 号による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

#### 第 16 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は、事業実施主体に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
  - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。
  - (5) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1 の規定は第 13 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

#### 第 17 補助金の返還

- 1 知事は、第 7 又は第 16 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第 13 の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

#### 第 18 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 16 の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、事業実施主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が事業実施主体に対し、補助金の返還を命じた場合において、事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 第 19 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 18 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第 18 の 1 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

## 第 20 延滞金の計算

第 18 の 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

## 第 21 他の補助金等の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

## 第 22 報告

- 1 事業実施主体は、本事業の完了後、事業計画で定めた目標年度の間、別記様式第 9 号により各年度の事業の実績をとりまとめ、翌年度の 5 月末日までに知事に報告するものとする。
- 2 1 のほか、事業実施主体は、知事の求めに応じて、本事業の実施状況を報告するものとする。

## 第 23 財産処分の制限

- 1 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（法定耐用年数）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第 10 号）及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則第 24 条に基づき、別記様式第 11 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 3 において、補助金等交付施設の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）に基づき、承認事務を行うこととする。

## 第 24 帳簿及び関係書類の整理保管

事業実施主体は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

別表 1

事業種目	事業実施主体※1	補助対象設備等	補助率	事業に要する経費※2の限度額	
				下限	上限
農産物の新たな販路開拓や6次産業化に向けた設備等の導入	(1) 認定農業者等※3 (2) 農業経営を行う法人※4 (3) 農業協同組合	(ア) 冷却・冷蔵用機器 (イ) 検査用機器 (ウ) 出荷用機器 (エ) 輸送施設 (オ) 直売用施設 (カ) 加工・貯蔵・包装用機器 (キ) (ア)～(カ)の附帯施設	当該事業に要する経費の4分の3以内	千円 500	千円 20,000

※1 事業実施主体は都内に住所がある者に限る。

※2 事業に要する経費は、消費税及び地方消費税を除くものとする。

※3 「認定農業者等」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に基づき、都の区市町村から農業経営改善計画の認定を受けた農業者及び同法第14条の4に基づき、同じく青年等就農計画の認定を受けた新規就農者をいう。

※4 都内の農地で農業経営を行う法人に限る。

別記様式第1号（第5関係）

（ 番 号 ）  
令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 ）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第5の1の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 設備導入計画

導入する 設備等	受益 戸数	対象 作物	事業 内容	事業量	補助事業 に要する 経費※	負担区分	
						都	その他
					円	円	円
合 計							

※ 補助事業に要する経費は、消費税及び地方消費税を除く。

3 事業完了(予定)年月日                      令和   年   月   日

4 添付書類

- (1) 認定農業者にあつては経営改善計画と認定証の写し、認定新規就農者にあつては青年等就農計画と認定証の写し
- (2) 設備導入位置図、機械定置図
- (3) その他必要な資料
  - ・ 交付申請にあつては実施設計書、見積書及びカタログ又はパンフレット
  - ・ 実績報告にあつては、出来高設計書、領収書、財産管理台帳、写真、設備等の管理運営規約（団体での共同利用の場合）

別記様式第1号の2（第5関係）

## 新販路開拓に向けた設備導入支援事業計画書

### 第1 事業実施主体が目指す農業経営の改善方法

現 状	課 題	改善方法

### 第2 目 標

#### 1 共通目標（目標指標：事業実施主体の売上）

単位：千円

事業実施主体名	事業実施年度 (令和2年度)	実施後1年目 (令和3年度)	実施後2年目 (令和4年度)	目標年度 (令和5年度)

#### 2 選択目標<sup>※1</sup>（目標指標<sup>※2</sup>：

単位：

事業実施主体名	事業実施年度 (令和2年度)	実施後1年目 (令和3年度)	実施後2年目 (令和4年度)	目標年度 (令和5年度)

※1 選択目標は、事業実施主体が個人の場合は不要とする。

※2 選択目標の指標は、事業内容に沿った任意の1課題以上を選定する。

## 誓 約 書

東 京 都 知 事 殿

新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第5の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第16の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第17の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

令和 年 月 日

住 所

---

氏 名

印

---

- \* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- \* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
  - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・暴力団員を雇用している者
  - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

事業実施主体名

令和 年 月 日付（ 第 号）で補助金の交付申請のあった新販路開拓に向けた設備導入支援事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により補助金を交付する。

令和 年 月 日

東京都知事 印

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等  
補助事業の内容等は、令和 年 月 日付（ 第 号）による申請書のとおりとする。

第3 補助率等  
補助事業に要する経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

事業の内容	補助事業に 要する経費	補助金額	補助率
	円	円	補助事業に 要する経費 の4分の3 以内
合 計			

#### 第4 申請の撤回

事業実施主体は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該通知書受領日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

#### 第5 事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくは、これに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

#### 第6 申請事項の変更

- 1 事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 事業実施主体の変更
  - (2) 事業費又は事業量の3割を超える変更
  - (3) その他、知事が特に必要と認めたとき
- 2 知事は、1の申請があった場合において、その申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

#### 第7 事業の中止又は廃止

- 1 事業実施主体が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

#### 第8 事故報告

事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第5号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

#### 第9 事業実施状況報告

知事は、事業実施状況の確認のため、特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

#### 第10 遂行命令等

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、事業実施主体が、1の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

#### 第11 実績報告

事業実施主体は、当該補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で、都の会計年度が終了したときは、補助金実績報告書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

## 第 12 補助金の額の確定

知事は、第 11 の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が、この交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

## 第 13 是正のための措置

- 1 知事は、第 12 の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業実施主体に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。
- 2 第 11 の規定は、前項の命令により事業実施主体が必要な措置をした場合について準用する。

## 第 14 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第 12 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の請求をしようとするときは、別記様式第 8 号による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

## 第 15 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他、不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 事業実施主体（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
  - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
  - (5) その他補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第 12 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

## 第 16 補助金の返還

- 1 知事は、第 5 又は第 15 の規定により、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係わる部分に関し、すでに事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、第 12 の規定により、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

## 第 17 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 15 の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、事業実施主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。

- 2 知事が事業実施主体に対し補助金の返還を命じた場合において、事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。

#### 第 18 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 17 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第 17 の 1 の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### 第 19 延滞金の計算

第 17 の 2 の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 第 20 他の補助金等の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

#### 第 21 財産処分の制限等

- 1 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第 10 号）及びその他関係書類を処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）第 24 条に基づき、別記様式第 11 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 3 において、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）に基づき、承認事務を行うこととする。

#### 第 22 関係書類帳簿の整理保管

事業実施主体は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

別記様式第3号（第8関係）

（ 番 号 ）  
令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 ）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第8の1の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金 円の変更交付を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（別記様式第1号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）

別記様式第4号（第9関係）

（ 番 号 ）  
令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 ）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業中止(廃止)承認申請書

新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されたく申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状

東京都知事 殿

（ 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 ）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業事故報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

事業の内容	交付決定額	月 日現在の 支 出 額		残 高		支出予定額		事業遂行 不能の場合の 不用額
		補助事業 に要する 経費	補助金額	補助事業 に要する 経費	補助金額	補助事業 に要する 経費	補助金額	
	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計								

3 今後の対応

別記様式第6号（第12関係）

（ 番 号 ）  
令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 ）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（記以下については、別記様式第1号の「記」に準じ、変更のある場合、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）

別記様式第7号（第13関係）

（ 番 号 ）

事業実施主体名

新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金の額の確定について

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定した標記事業に対する補助金については、令和 年 月 日付（ 第 号）をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を 円に確定する。

令和 年 月 日

東京都知事

印

別記様式第8号（第15関係）

（ 番 号 ）  
令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 ）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金の額の確定の通知のあった標記事業費補助金について、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第15の2の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 内 訳

事業の内容	補助金額	備考
	円	
合 計		

別記様式第9号（第22関係）

（ 番 号 ）  
令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 ）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業実績報告書

令和2年度に実施した新販路開拓に向けた設備導入支援事業について、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第22の1の規定に基づき、年度の事業の実績を報告します。

記

事業実施年度	令和2年度	事業実施主体	
--------	-------	--------	--

第1 事業実施主体の活動状況（支援活動実績を含む）

事業実施主体の営農改善状況と1年間の取組状況等			
※ 実施計画に掲げた実施主体が目指す農業経営の考え方に基づき、事業実施主体が実施した取組や効果を記載（取組内容がわかる資料の添付も可）。			

第2 目標達成状況

1 共通目標（目標指標：事業実施主体の売上） 単位：千円

事業実施主体名	事業実施年度 (令和2年度)	実施後1年目 (令和3年度)	実施後2年目 (令和4年度)	目標年度 (令和5年度)
	事業計画時の金額	上段：計画 (a)		
		中段：実績 (b)		
		下段：達成率 <sup>※1</sup> (c)		
		営農状況 <sup>※2</sup>		

2 選択目標<sup>※3</sup>（目標指標： ） 単位：

事業実施主体名	事業実施年度 (令和2年度)	実施後1年目 (令和3年度)	実施後2年目 (令和4年度)	目標年度 (令和5年度)
	事業計画時の数値	上段：計画 (a)		
		中段：実績 (b)		
		下段：達成率 (c)		
		営農状況		

※1 達成率(c) (単位：%) は、下記計算式により算出することとする。

$$\text{実績}(b) / \text{計画}(a) \times 100$$

※2 営農状況は、事業導入による経営改善の効果や、改善が進まない理由などを記入すること。

※3 選択目標は、実施主体が個人の場合は不要とする。

3 事業の評価

※目標年度のみ記入する。

※事業計画に掲げた目標達成の成否、事業実施主体の経営改善効果について総括的に記入する。

別記様式第10号（第23関係）

## 財産管理台帳

事業実施年度	令和2年度			事業実施主体名				事業名	新販路開拓に向けた設備導入支援事業				
事業の内容				工 期		経 費 の 配 分			処分制限期間		処分の状況		摘 要
事業の内容	工種・ 構造 施設 区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分		耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							都補助金	実 施 主体費					
合 計													

- 注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

東 京 都 知 事 殿

住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印

新販路開拓に向けた設備導入支援事業により取得した財産の処分承認申請書

新販路開拓に向けた設備導入支援事業により取得した(又は効用の増加した)財産について、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第 23 の 3 の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

- 1 処分の理由
- 2 処分の対象設備等
  - (1) 設備等の名称、所在、型式、数量
  - (2) 事業主体
  - (3) 事業費・補助金額・補助率
  - (4) 設備等の耐用年数(処分制限期間)、経過年数
  - (5) 現況図面又は写真(添付)
- 3 処分の方法(処分区分)
- 4 取扱いに関する要件の適合について
- 5 納付金額(予定額)